

第49回衆議院議員総選挙 第25回最高裁判所裁判官国民審査

10月14日に衆議院が解散されたことから、衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査が行われることとなり、10月31日が投票となります。(10月19日公示)

私たちの一票は、自分の意思を政治に反映させる重要な意義を持っていますので投票しましょう。

投票ができる方

◆住所要件

令和3年7月18日以前から引き続き砂川市の住民基本台帳に登録されている方

◆年齢要件

18歳以上(平成15年11月1日以前生まれ)の方

投票所入場券を郵送します

選挙の際に必要な「投票所入場券」を10月19日から順次郵送します。
なお、投票所入場券を紛失した場合で

も、投票所の受付係に申し出ると投票することができまので、棄権することのないようにしましょう。

選挙公報を配布します

選挙公報を配布しますので、候補者・政党の考え方や政策によく目を通し、国政を任せられる人と政党を選ぶ目安にしましょう。10月27日(水)までに届かない場合は選挙管理委員会にご連絡ください。

投票の順序・投票用紙の書き方

- ①小選挙区選出議員選挙
候補者の氏名を記入します。
- ②比例代表選出議員選挙
政党その他の政治団体の名称または略称を記入します。
- ③最高裁判所裁判官国民審査
辞めさせたい裁判官にだけ「×」を記入し、そのままよい場合は何も書かずに投票します。

期日前投票・不在者投票

投票日に次のような理由で投票することができない方は、期日前投票・不在者投票をすることができます。

◆期日前投票の対象

- ①仕事がある方
- ②旅行やレジャーなどの用事がある方
- ③冠婚葬祭の予定がある方
- ④妊娠などの理由で投票できない方
- ⑤投票日当日に悪天候が予想される場合

◆不在者投票の対象

- ㊦出張などのため市外で投票する方
- ①選挙人名簿に登録されていても、期日前投票をしようとする時点で満18歳に達していない方
- ㊧指定施設(市立病院、福寿園、福祉複合施設、慈恵会病院、ねりん館)に入院などをされている方

※㊦の指定施設では、その施設で不在者投票を行うことができます。詳しくは施設担当者にお問い合わせください。

投票日 10月31日(日)
投票時間 7時～20時

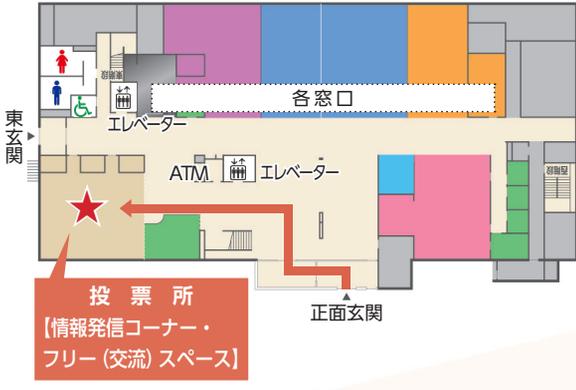
◆期日前投票・不在者投票ができる期間(㊦を除く)

10月20日(水)～30日(土)
いずれも8時30分～20時まで
※土・日曜日にも投票ができます。

◆投票所

市役所1階 情報発信コーナー・フリー(交流)スペース
新庁舎移転に伴い、期日前投票所が変更となりますので左図でご確認ください。

◆期日前投票所(市役所1階フロア図)





障がいのある方も安心の制度

◆代理投票

身体の障がいなどで字が書けない方は、投票所の受付係に申し出てください。係員が候補者の氏名・政党名などを代理で投票用紙に記入しますので、棄権しないようにしましょう。

◆郵便投票

身体に次のような重度の障がいがあり、投票所に行けない方のために、自宅で投票ができる不在者投票制度（郵便等投票）があります。事前に選挙管理委員会へ郵便等投票証明書発行の申請が必要です。有効期限が切れている方や新たに手続きをされる方はお早めに申請してください。

【請求期限】

10月27日(水)まで

【対象】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証を持っている方で、次の項目に該当する方

①身体障害者

- ・両下肢、体幹、移動機能の障害程度が1級または2級の方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害程度が1級または3級の方
- ・免疫、肝臓障害が1級から3級の方

②戦傷病者

- ・両下肢、体幹の障害程度が特別項症から第2項症までの方

- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害程度が特別項症から第3項症までの方

③介護保険法上の要介護者

- ・要介護状態区分が要介護5の方

【郵便等投票証明書の有効期限】

発行日から7年間
※要介護者については、発行日から介護保険の被保険者証に記載されている認定の有効期間の末日までです。



開票のお知らせ

◆とき

10月31日(日) 21時～(受付20時30分～)

◆ところ

地域交流センターゆう 大ホール

◆参観人

市の選挙人名簿に登録されている方

◆定員

20人(受付順)

※開票速報は市ホームページで公表します。

選挙管理委員会事務局 TEL 54-11260



新型コロナウイルスに

関する対応について

期日前投票が可能です

当日の投票所の混雑を緩和するために期日前投票をすることもできます。投票日当日に近づくほど混雑する傾向がありますので、分散投票にご協力ください。※期日前投票の詳細については、2ページの3～4段目をご覧ください。

特例郵便等投票制度について

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養などをされている方で、一定の要件に該当する方は郵便で投票することが出来ます。

【対象】

次のいずれかに該当する選挙人で、投票用紙の請求時において、外出自粛要請または隔離・停留の措置に係る期間が投票しようとする選挙の期日の公示の翌日から当該選挙の当日までの期間に係ると見込まれる方

- ①感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方
- ②検疫法の規程により宿泊施設内に収容されている方

※外出自粛要請期間が終了した後に投票用紙を請求された方は対象になりません。

※濃厚接触者はこの特例郵便等投票制度の対象ではありません。

【投票用紙請求書の提出期限】

10月27日(水)まで

※投票用紙の請求手続きや郵便投票の方法については、市ホームページをご覧ください。また、選挙管理委員会までお問い合わせください。

【罰則】

特例郵便等投票の手続きにおいては、選挙の公正を確保するため、他人の投票に対する干渉やなりすましなどの詐欺の方法による投票について、公選法上の罰則（投票干渉罪、詐偽投票罪など）が設けられています。

投票所での感染症対策

みなさんが安心して投票できるよう、各投票所で新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで選挙を実施します。

- ◆手指用アルコール消毒液を配置します
- ◆使い捨て鉛筆を配布します
- ◆投票記載台に飛沫感染防止用ビニールシートを設置します
- ◆投票記載台のアルコール消毒を定期的に行います
- ◆投票所内の換気を定期的に行います
- ◆投票管理者・投票立会人・投票事務従事者はマスクを着用し、せきエチケット徹底に努めます

選挙人へのお願い

投票所（または開票の参観）に行く際は、マスクを着用のうえ、せきエチケットを実施し、帰宅後は手洗い・うがいの感染対策をお願いします。